

事業やお店を始められる方へ

事前に消防署予防係へ相談して下さい。

☆建物の用途を変更するとき

☆テナントを入れるとき

☆建物の増改築、改修をするとき

☆店舗等を開業するとき など

消防法や条例により、事前の届出や、新たに消防用設備等の設置が必要になる場合があります！

消防用設備等の例



届出書類の例

届出書類名	届出義務者	届出書の概要
工事整備対象設備等着工届出書	消防設備士等	自動火災報知設備や、スプリンクラー設備等の工事を要する設備の 着工の10日前までに 消防署長に届出する書類です。
消防用設備等設置計画届出書	工事等を行う者	非常警報設備や、誘導灯など条例で定められている設備等の 着工の10日前までに 消防署長に届出する書類です。
消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書※	関係者	消防用設備等の 設置完了後、4日以内 に消防署長に届出する書類です。
防火対象物使用開始届出書※	使用者	設置義務のある消防用設備等を設置後、建物又はテナントを 使用開始する7日前までに 、当該部分の詳細を消防署長に届出する書類です。
防火管理者選(解)任届出書	管理権原者	管理権原者が、防火管理者を選任し、又は解任した旨を消防署長に届出する書類です。
消防計画作成(変更)届出書	防火管理者	防火管理者が、管理権原者の指示を受けて、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ消防計画作成又は内容を変更し、消防署長に届出する書類です。
少量危険物貯蔵届出書※	貯蔵者	指定数量未満の危険物(灯油490Lのホームタンクなど)を設置する旨、 あらかじめ 消防署長に届出する書類です。

上記の届出は、今金町ホームページ内の今金消防署からダウンロードできます。

※の届出は、後日消防の検査を実施します。

届出から使用(営業)開始までの流れ

事業やお店を開業する際には、消防法や檜山広域行政組合火災予防条例に基づき、各種届出が必要になります。(届出書類は、事業内容や工事内容等によって異なります。)

次のフローを参考に、計画時に予防係へ事前に相談して下さい。

事前相談

- 事前に連絡し、相談日時を調整して下さい。(計画段階からご相談下さい。)
- 平面図等の建物概要が分かる資料を持参して下さい。
- 必要となる消防用設備等や使用(営業)開始までの手続きを確認して下さい。

各種届出

- 事前相談で指導を受けた各種届出を提出して下さい。
届出には、期日がありますので注意して下さい。
 - ・工事整備対象設備等着工届出書(着工の10日前までに提出)
 - ・消防用設備等設置計画届出書(着工の10日前までに提出)
 - ・防火対象物使用開始届出書(使用開始する7日前までに提出) など
- 消防用設備等の工事は、一部を除き消防設備士の資格を有した者が行う必要があります。
- 届出の内容によっては訂正していただくこともありますので、お早めに提出をお願いいたします。

工事完了

- 消防用設備等の設置工事を行った場合は、工事完了に伴い届出を提出して下さい。
 - ・消防用設備等設置届出書(設置後4日以内)提出後、消防職員が消防用設備等の設置検査を実施しますので、日程調整を行います。

消防検査

- お店等が、消防法令や檜山広域行政組合火災予防条例に適合しているか消防職員が使用開始検査を実施しますので、日程調整を行います。
- 消防検査で指摘を受けた事項は、使用(営業)開始までに是正して下さい。是正内容により再検査を行うことがあります。

防火管理者選任

- 防火管理者の選任が義務付けられているお店等の場合は、消防署へ選任の届出を行って下さい。(防火管理者講習の受講が必要となります。)
 - ・防火管理者選任届出書
- 選任された防火管理者は、消防計画を作成し、消防署へ届出を行って下さい。
 - ・消防計画作成届出書

使用(営業)開始

- 消防用設備等の点検報告を行う等、適正に防火管理を実施して下さい。
- 定期的に消防職員が立入検査を行うことがあります。

あくまでも一例ですので、予防係へご相談下さい。

お問合せ先 今金消防署(予防係)
☎0137-82-0519

